

公募ガイドプラン 富士箱根トレイル第1回 ステップ3
須走口五合目～東口本宮富士浅間神社、西丹沢・明神峠

富士箱根トレイルは、富士山登山口のひとつ「須走口五合目」から歩き始め、「西丹沢」と呼ばれる三国山稜・湯船山・不老山を経て、足柄山系の「金時山」まで縦走する総延長 43 キロのトレッキングコースです。総距離 43 ㎞を 3 回に分けて歩き、富士山の絶景を堪能します。

開催日時 11月13日(火)～11月14日(水) 移動のタクシー代も含んでいます。

乗合集合：乗合希望者 大阪駅郵便局前 7:00 集合 7:15 発 近鉄竹田駅西口広場 8:00 集合 8:15 発

旅行代金：45,000 円 (日帰り) 内訳：ガイド代 20,000 円振込/当日現地経費 25,000 円お支払

※(現地経費)に含まれるもの / 宿泊費、乗合交通費、昼食代・下山後入浴代・他諸経費(ガイド移動費など)

行程：登山口までの交通・宿泊についてはガイド業務以外の個人手配乗合となります。

宿 泊：未定

- ① 出発地＝梅田(7時15分集合)＝京都近鉄竹田駅(8時15分集合)＝タクシーに乗り換えて＝須走口五合目(1970m)…御室浅間神社跡(1246m)…雲霧神社跡…狩休上…馬返し…道の駅すばしり…東口本宮富士浅間神社…須走(770m)＝宿泊地
- ②…立山展望台…畑尾山…アザミ平…大洞山(1383m) …檜木山…三国山(1328m) …ツナ峠…明神峠(837m)→(入浴)＝タクシー移動＝入浴＝京都近鉄竹田＝大阪梅田(20時頃)
- 歩行/歩程：①※歩程①約9㎞・3時間30分 ②約11㎞・約6時間

<山旅天空倶楽部 参加申込み書>

申込日 201 年 月 日

出発日	11/13(火)	コース名	富士箱根トレイル①(大阪 /竹田発着)	
(フリガナ)氏名	性別		男 ・ 女	
	生年月日(西暦)		年 月 日生(歳)	
FAX 番号		PC のメールアドレス		
PC はお使いですか		はい いいえ	←携帯のメール	
同行者はいますか		はい いいえ	同行者名	
連絡先	自宅住所 〒 -		自宅電話番号：()	
	- 携帯電話番号：() -			
	緊急連絡番号：() -			

<p>山旅天空倶楽部 土居 剛 登山ガイド事務所 下記HPに詳細が掲載しています。 http://essred.com/tenku_club yamatabi.crew@gmail.com 携帯からのメールも可能です。</p>	<p>〒565-0824 大阪府吹田市山田西 1-22-A5-302 土居 剛 電話：090-7554-5822 FAX：06-6876-6400</p> <p>○ガイドプラン催行で不在の場合があります。 ○携帯留守番電話にご用件をお話ください。 ○左記メールアドレスにご連絡も可能です。</p>
--	--

◆今回の旅行代金◆

旅行代金 45,000円(ガイド代20,000円 現地経費25,000円)

ガイド代は振込み 現地経費は当日のご持参のお支払となります。

◆お申し込み方法◆ 1.基本はFAXかHPからお申込み 2.携帯電話へのお申込み(留守電録音願います)

所定のお申し込み用紙に必要事項をご記入いただき、山旅天空倶楽部へ郵送またはFAXでお送り下さい。同時に、ガイド代金を下記いずれかの口座にお振込み下さい。申込書の受理とガイド代の入金確認をもって本公募ガイドプラン契約の成立と致します。

お振込みの際には、お名前を先に明記して下さい

1. 三菱東京UFJ銀行 江坂支店 普通口座 0154573 口座名義 土居 剛 ドイ タケシ
2. ゆうちょ銀行 店番 408 普通預金 0130311 口座名義 土居 剛 ドイ タケシ

◆お申し込み後の取消料について◆

お申込みのお客は下記の取消料を支払って、ガイドプラン契約を解除することができます。

お取消日(旅行開始日の前日より)	10日~8日前	7日~2日前	前日	当日	開始後又は無連絡
お取消料	20%	30%	40%	50%	100%

◆お申込み者数が記載の最少催行人員に達しない場合はツアーを取り消す場合がございます◆

その場合はご出発日の3日前までにご連絡いたします。

*最少催行人員に達しない場合はガイド内容を変更して催行する場合がございます。

◆現地までの交通機関についてはご相談に応じます。(ガイドプランは現地集合が基本です)

便宜上、参加者様のご希望によりガイドが現地往復の交通機関(航空機・新幹線・バス・レンタカー・タクシー等)のとりまとめをさせて頂く場合がありますが、旅行業ではございませんので手配手数料などはいただきません。乗合の場合の交通手段・集合・出発の日時場所などはあらかじめ表記をさせていただいております。

◆保険や賠償責任について◆

ーガイド責任賠償保険についてー ガイドはアプローチを含め登山口から下山口までが業務です。

- 1.ガイド業務は旅行業法の適用はありません、参加者**個人で救助費用付の山岳保険にご加入**が参加条件です。(怪我などの負傷による通院・入院補償についても同様です)
- 2.**ガイドの過失による事故に限り**対人1名1億円、1事故5億円まで 対物1000万円の山岳ガイド賠償責任保険に加入しています。

ーガイド方針と重要事項の説明ー (□登山での病死が増えています、かならず**健康質問書**をご提出下さい)

- 1.法令に基づき運営をしていますが「**お申込みに関する重要事項**」をかならずご参加前にお読みください。
- 2.集合地から現地まで、乗合交通機関となる場合のレンタカー・ガイド車・貸切交通利用の際、事故の補償範囲は個人乗合のため利用交通の保険の範囲の補償となります。

(乗合交通・宿泊地・立ち寄り旅行業法の適用はなくガイドも責任は一切負いかねますのでご承諾ください。)

- 3.航空機・公共交通機関・レンタカーなど乗合交通手配・宿泊手配・食事手配・その他登山以外の現地経費のかかるもの旅程について便宜上とりまとめをガイドがさせていただく場合がありますが、旅行業では**ありませんので「手数料」「保険代行手数料」はいただきません。**